

# 健保だより

スタンレー電気健康保険組合

## 平成30年度 予算のお知らせ

### 高齢者医療への納付金の負担により 厳しい健保財政が続く

#### 収入支出予算額

##### 予算総額

32億7,994万円

##### 経常収支差引額

2,701万円

#### 予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 5,511人 (男性 4,561人、女性 950人)
- 平均年齢 42.09歳 (男性 42.77歳、女性 38.81歳)
- 平均標準報酬月額 381,000円
- 健康保険料率 (調整保険料率を含む)  
90/1,000 (事業主 45/1,000、被保険者 45/1,000)
- 介護保険料率  
14.4/1,000 (事業主 7.2/1,000、被保険者 7.2/1,000)

スタンレー電気健康保険組合の平成30年度の予算案が、去る2月15日開催の第137回組合会において可決承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

当健保組合の平成30年度予算では、予算総額32億7,994万3千円となり、経常収支で2,701万1千円となりました。

厳しい健保財政の要因となっているのが高齢者医療への納付金など、健保組合が必ず負担しなければならない義務的経費です。高齢化がピークを迎える2025年に向けて、義務的経費が増大することは確実で、健保組合にとっては財政運営の展望を見通すことが難しい情勢です。過重な負担が続く中、支出増に見合った収入を確保するために、多数の健保組合が保険料率の見直しに頼らざるを得ない状況に追い込まれています。

このような厳しい財政状況ではありますが、当健保組合としては皆さまから納付していただく大切な保険料を有効に使い、保健事業を通じて皆さまの

健康づくりを支援してまいります。

平成30年度からは、保健事業を効果的・効率的に実施するために健保組合に策定が義務付けられた「データヘルス計画」が第2期に入ります。また、特定健診・特定保健指導は第3期に入ります。健康課題の解決に向けて、効果的な事業を実施してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

#### 第2期データヘルス計画について

データヘルス計画の第2期では、特に以下の保健事業に取り組みます。

- 特定保健指導
- 糖尿病重症化予防事業



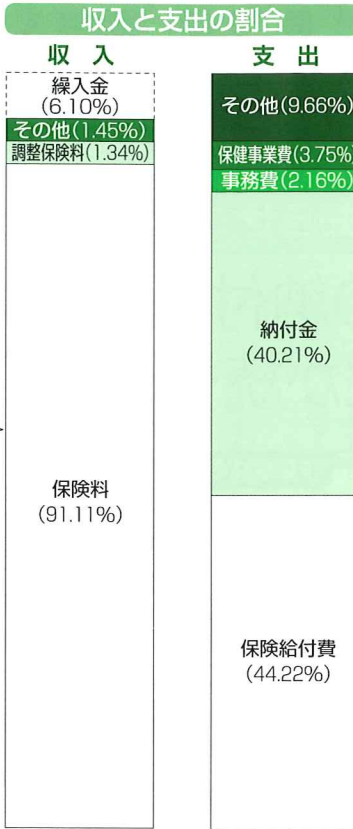
# 平成30年度 収入支出予算概要

## 健康保険分

収 入 (千円)	
保 険 料	2,988,282
基本保険料	1,669,328
特定保険料	1,318,954
国 庫 負 担 金	739
調 整 保 険 料	44,096
繰 越 金	14,157
繰 入 金	200,001
国 庫 補 助 金 収 入	4,654
特定健康診査等事業収入	0
財政調整事業交付金	27,735
雑 収 入	279
合 計	3,279,943

### Point 保険料

毎月の給与とボーナスから納めていただく健保組合の主要財源です。「基本保険料」は皆さまの医療費などに使われ、「特定保険料」は高齢者の医療費を支えるために使われます。



支 出 (千円)	
事 務 費	70,910
保 険 給 付 費	1,450,355
法定給付費	1,400,706
付加給付費	49,649
納 付 金	1,318,830
前期高齢者納付金	600,620
後期高齢者支援金	703,835
そ の 他	14,375
保 健 事 業 費	123,043
還 付 金	1,217
財政調整事業拠出金	44,001
連 合 会 費	1,222
積 立 金	378
雑 支 出 ・ そ の 他	26,867
予 備 費	243,120
合 計	3,279,943

### Point 納付金

65～74歳の方が対象の前期高齢者医療制度への納付金と75歳以上の方が対象の後期高齢者医療に対する支援金などです。

### Point 保険給付費

医療費の給付や出産、死亡時の手当金の給付などをするための費用です。

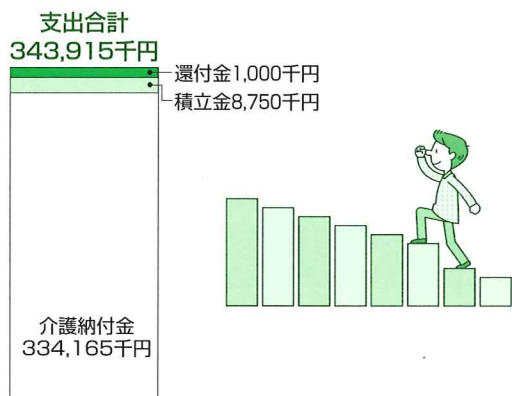
経常収入合計	2,993,949千円	—	経常支出合計	2,966,938千円	=	経常収支差引額	27,011千円
--------	-------------	---	--------	-------------	---	---------	----------

## 介護保険分



### Point 介護保険料

40歳以上65歳未満の被保険者が負担している介護保険の保険料です。



### Point 介護納付金

市区町村に介護保険の財源として配分するために健保組合が負担する納付金です。



# こゝなときは

## 健康保険の「扶養取り消し」の手続きをしてください

- 家族(被扶養者。以下同)が就職したとき
- 家族が結婚、死亡、離婚したとき
- 家族が収入基準をオーバーしたとき

**60歳未満の人** 月収108,334円、かつ年収130万円

**原則として60歳以上の人** 月収150,000円、かつ年収180万円

- 家族が失業給付を受給し始めたとき ※ 以下の収入基準未満の場合、取り消しは不要。

**60歳未満の人** 日額3,612円 **原則として60歳以上の人** 日額5,000円

- 別居家族への仕送り額が基準を満たさなくなったとき(毎月仕送りをしなくなった。手渡しで行っているなど)



### 「健康保険被扶養者(異動)届」の提出方法

「健康保険被扶養者(異動)届」に必要事項をご記入のうえ、健康保険証を添えて、事業所の事務担当経由で当健保組合に届け出てください。

○「健康保険被扶養者(異動)届」はスタンレー電気健康保険組合のホームページからダウンロードできます。

スタンレー電気健康保険組合

検索

### 被扶養者の条件

被扶養者となれる家族の範囲は、主として被保険者の収入により生計を維持している三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により条件が異なります。

(1)の申請対象者の条件および(2)の被保険者が扶養している実態があることの両方の条件を満たしていることが、認定の条件となります。また当健保組合では、毎年、保険証番号で区切って「被扶養者確認調査」を実施し、被扶養者になったあとも扶養の条件を満たしているかどうか、確認を行っています。

#### (1)申請対象者の条件

		配偶者・子	実父・母 兄弟姉妹	祖父・祖母 など 孫	お義父・母 おじ・おば おめい	備考
60歳未満の人	申請対象者の収入が下記2点をすべて満たしていること ①被保険者の年収の2分1未満 ②月収が108,334円未満、かつ年収が130万円未満 【失業保険や出産手当金等を受給している場合】 ①受給金額が日額3,612円未満	同居 ○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●収入の考え方:現在および今後の収入が対象で、過去の収入は対象になりません。</li> <li>●収入:               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) アルバイト・パート・内職を含む給与収入(交通費含む)</li> <li>ロ) 社会保険給付(年金〈老齢・遺族・障害・企業〉、失業給付、傷病手当金、出産手当金等)</li> <li>ハ) 事業収入(農業、漁業、林業、畜産業の必要経費を除いた所得金額)</li> <li>ニ) 利子・配当・不動産収入(必要経費を除いた所得金額)</li> </ul> </li> <li>※退職金は収入に含みません。</li> <li>●別居の場合:被保険者からの援助額が申請対象者の収入を上回っていないと認定しません。また、継続して行われていることが必要です。</li> <li>●申請対象者が後期高齢者医療制度(75歳以上)の適用を受けている場合は、被扶養者の対象とはなりません。</li> </ul>
	別居 ○	申請対象者の収入より援助(仕送り)額が多いこと	×			
60歳以上、または障害年金受給者	申請対象者の収入が下記2点をすべて満たしていること ①被保険者の年収の2分1未満 ②月収が150,000円未満、かつ年収が180万円未満 【失業保険や出産手当金等を受給している場合】 ①受給金額が日額5,000円未満	同居 ○	○		○	
	別居 ○	申請対象者の収入より援助(仕送り)額が多いこと	×			

#### (2)被保険者の扶養実態

被扶養者が被保険者の収入で生計を維持している実態が必要です。なお、同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、原則として収入の多い方がその家族の生計を維持するものと判定します。



# 被扶養者(家族)の資格確認を行います

厚生労働省より「認定されている被扶養者(家族)がその後も被扶養者認定基準の要件を満たしているか否か」厳正かつ公平な再確認を行うよう指導を受けています(健康保険法施行規則第50条)。

平成30年度は7月中旬ごろより行います。

**対象者** 平成30年4月1日現在、18歳以上の被扶養者(家族)

**確認方法** 対象者には7月中旬より、「被扶養者確認調書」を被保険者宛に送付します。

必要事項を記入し捺印の上、調査票に記載の該当する書類(収入・無収入を立証する書類)を添付し、期日までに健保組合へご提出をお願いします。

# 仕事と健康は

# 関係しています！

仕事で活躍するための大事な資源が健康です。健康だからこそ自分の能力を発揮できます。能力を100%発揮するために健康を守りましょう。

健康は能力を発揮するための土台。もし健康を損ない、体調不良であなたの能力が損なわれてしまつては、会社だけでなく社会全体にとつても損失です。たとえ欠勤や休職に至らない場合でも、体調が悪い状態では100%の能力を発揮できず、働く能力が低下してしまいます。

100%の能力を発揮するためには、健康を守る必要があります。生活習慣病など予防できる病気は予防し、健診結果に異常があるときや体調の異常を感じたときは必要な医療をきちんと受けましょう。体調が悪いときは休養・治療に専念することも大事です。仕事で結果を出すためにも、あなたの体を大切に。

**健康なら成果も大きい！**

同じ能力を持っていても健康状態で得られる仕事の成果が違います。能力を発揮するための土台となるのが健康なのです。



「会社に来たけど仕事にならない…」それも損失です！

## 体調と仕事の損失

### アブゼンティズム (就業不能による生産性低下)

欠勤や休職、遅刻や早退など、働けないことによる損失。出勤できない日数や就労できない時間を数えるだけで済むので、数字で表しやすく明確に把握できる。

### プレゼンティズム (体調不良による生産性低下)

出勤していても体調不良で業務能力が低下していることによる損失。「効率低下で残業が必要となり残業代が発生する」「ミスで対応が必要になる」など。